

日加社会保障協定について



社団法人日本貿易会 総務グループ

1. 日加社会保障協定の成立

第164回通常国会の閉幕を間近に控えた2006年6月6日、「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が、衆議院本会議において無事可決された。これによって日加社会保障協定は、発効に必要な協定の承認（2006年5月）ならびに関連国内特例法の国会審議が完了した。本協定は2007年中の発効が見込まれている。また、本協定が発効すれば、すでに発効している4ヵ国、発効待ちの2ヵ国に続いてわが国7番目の協定となる。

現在、わが国とカナダの双方の海外駐在員は、自国と駐在国の年金制度等の両方に加入し保険料を負担しなければならないため、二重負担の問題が生じている。また、相手国の年金制度の加入期間が短いために、年金の受給に必要な期間を満たさず、保険料の掛け捨ての問題も生じている。さらに駐在国における社会保険料は全額を企業が支払っているため、企業にとって大きな負担となっている。

2005年に在カナダ日本商工会が行った実態調査によると、カナダの在留邦人数は約1,700人、そのうち二重払い負担者数は約900人、そして1人当たりの年間保険料負担額は約34万円（カナダ年金賦課上限額340万円×カナダ年金制度（CPP）保険料率（労使合計）9.9%）である。このため、協定の発効によるわが国の社会保険料の負担軽減効果は、年間保険料約34万円/人×約900人＝約3億円と試算されている。

2. 協定の内容

日加社会保障協定の締結により、保険料の二重負担の問題ならびに掛け捨ての問題が解消されることになる。

(1) 二重負担の防止

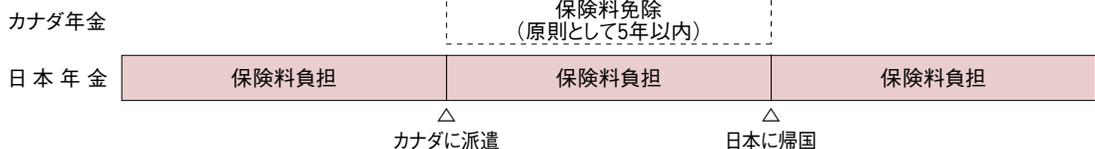
○日本またはカナダの年金制度のいずれかのみ加入到する。

<例：日本の企業に勤務する人がカナダにある支店等に5年以内の予定で派遣される場合の例>

【協定発効前】



【協定発効後】

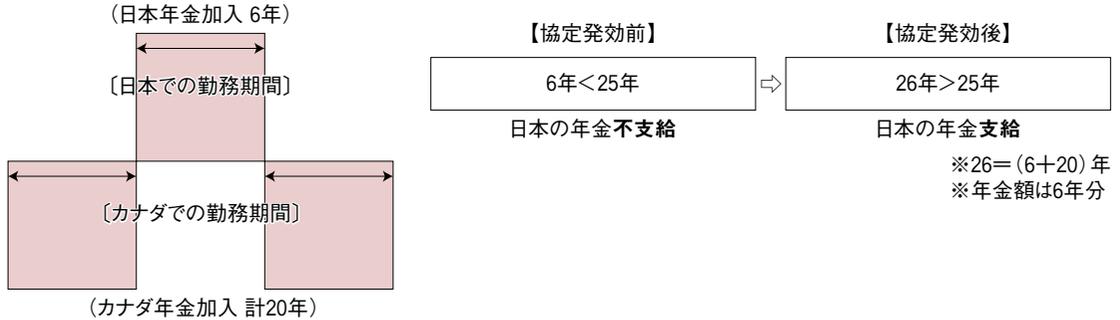


※カナダ年金制度：保険料率は労使合計で9.9%

(2) 加入期間の通算

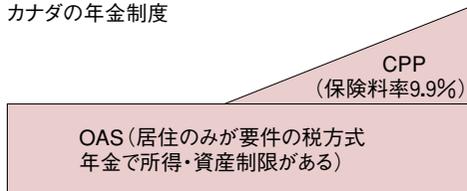
- 年金受給のために必要な加入期間は、日本とカナダ制度の加入期間を相互に通算する。
- 年金額は、両国それぞれの加入期間に応じた額とする。

<例：カナダから日本に派遣され勤務していた人の例>
日本の老齢年金受給のために必要な期間は25年



【参考】

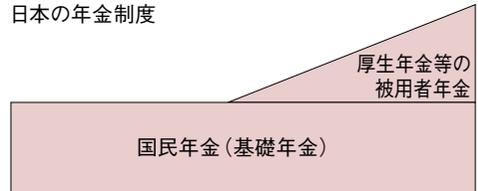
カナダの年金制度



※カナダに最低10年(海外転居者は20年)居住した経験がなければ受給できない(OAS)

(出所) 厚生労働省資料

日本の年金制度



※保険料を最低25年支払わなければ受給できない

3. 今後の交渉優先国

これまでのわが国の各国との社会保障協定締結状況、交渉進捗状況は、表1のとおりである。現在、豪州、オランダとの協定交渉が進行している中で、当会は日本経済団体連合会、日本在外企業

協会と連名で、重点地域をASEAN、南米、EUに絞り「各国の社会保障制度等に関するアンケート」を実施している。現在、各国から寄せられた回答を基に、各国の社会保障制度の状況、要望等を取りまとめている。チェコからは3団体宛に要望書の提出があった。今後、同アンケート結果を基に、経済界として要望書を取りまとめたいと考えている。

(総務グループ 中村志保) JF TC

表1 各国との社会保障協定進捗状況

	署名	発効
ドイツ	1998年4月署名	2000年2月
英国	2000年2月署名	2001年2月
韓国	2004年2月署名	2005年4月
米国	2004年2月署名	2005年10月
ベルギー	2005年2月署名	発効に向け準備中
フランス	2005年2月署名	発効に向け準備中
カナダ	2006年2月署名	発効に向け準備中
豪州	現在交渉中	—
オランダ	現在交渉に向け準備中	—